

議案第46号

長与町印鑑条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和5年9月5日

長与町長 吉田 慎一

提案理由

印鑑登録証明書の窓口交付に関する規定について改めるとともに、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)の改正に伴い、印鑑登録証明書のコンビニ交付に関する規定を改めるもの。

長与町印鑑条例の一部を改正する条例

第1条 長与町印鑑条例（平成6年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「うえ」を「上で」に改める。

第13条第2項中「前項」を「前2項」に改め、「ときは、」の次に「印鑑登録証又は個人番号カードを」を加え、「うえ」を「上で」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者が自ら同項の規定による申請をするときは、印鑑登録証に代えて、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）を提示することにより、当該申請をすることができる。

第13条の2中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る」に改める。

第2条 長与町印鑑条例の一部を次のように改正する。

第13条の2中「平成14年法律第153号」の次に「。以下「公的個人認証法」という。」を加え、「に限る。）」の次に「又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、規則で定める日から施行する。